

会長挨拶

八王子介護保険サービス事業者連絡協議会 会長 平川 博之



この度、八王子介護保険サービス事業者連絡協議会は、市民の皆様と介護保険のサービスを提供します私どもとを結ぶ情報誌「ニコニコらいふ」を発行する運びとなりました。

どうぞ宜しくお願い申し上げます。

今回は創刊号ということで、この場を借りて当協議会の自己紹介をさせていただきます。

本会は、各種介護サービスを市民の皆様提供している八王子市内の指定サービス事業者の集まりです。平成十二年八月に八王子市の協力を得て設立された新しい協議会です。

本会の目的は「八王子市と連携し、事業者間の連携・相互補完をはかり、利用

者の立場に立った質の高いサービスの円滑な提供をはかる」としています。この目的達成のために志を一つとし、介護サービスのプロフェッショナル集団を目指しています。

ところで、八王子市は他の市区町村に比較し、要介護のお年寄りや、介護者を支えるための保健医療福祉の各種サービスが、潤沢に整っていることは意外と知られていません。整備の遅れている地域から見れば垂涎ものの陣容とも言えます。しかしながらそういった事実を初めとして、介護サービス事業者に関する情報がほとんど八王子市民に知らされていないのが現状です。介護保険の基本理念である、利用者の自己選択・自己決定

を遵守していくには、介護サービスを提供している事業者からの情報公開・情報発信が重要不可欠であることはいうまでもありません。そこで本誌を通して、利用者の皆様に介護に関する有用な情報を積極的に発信していくつもりです。また市民の皆様からの、ご意見やご感想についても取り上げていく所存ですので、ご遠慮なく当協議会へお寄せくださいませ。

住み慣れた町で、親しい仲間と囲まれて自分らしい老後の生活を送る - この目標実現に向けて、私ども八王子介護保険サービス事業者連絡協議会は、今後も誠心誠意努力していく所存でありまして、ご支援のほど宜しくお願い申し上げます。

会報発行によせて

八王子市長 黒須 隆一

八王子介護保険サービス事業者連絡協議会の皆様、こんにちは。八王子市長の黒須隆一です。この度、八王子介護保険サービス事業者連絡協議会の会報「ニコニコらいふ」の創刊にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

介護保険サービス事業者連絡協議会は、介護保険制度が開始されて間もない、平成十二年の八月に、「八王子市と連携し、事業者間の連携・相互補完を図り、利用者の立場に立った質の高い介護サービスの円滑な提供を行う」ことを目的として設立されました。

介護保険制度が揺れ動く中でも会は順調に歩み続け設立から無事一周年を迎

え、ここに新たな活動の一環として会報を創刊することができましたことは、平川会長をはじめ関係者の皆様方のご努力とご苦勞の賜物と深く敬意を表します。

介護保険サービス事業者連絡協議会を今後円滑に運営し、質の高いサービスの提供を行うためにもこの会報の果たす役割は大きくなると思います。事業者の連携を図り、連絡会の貴重な情報源として会員の皆様方に大いに活用されることを願うものであります。

さて、介護保険制度が発足するなど、高齢福祉をはじめ社会情勢が急激に変化する中で、利用者の期待や要望も多様化しています。利用者の期待や要望に応



え、市政を運営するためには、行政だけでは限界があり、何よりも事業者や市民の方々の参加・協働が不可欠であります。市民が夢と希望をもって「生き生きと暮らせるまち八王子」の実現をめざし、事業者の皆様方と一緒に全力で取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

最後になりましたが、介護保険サービス事業者連絡協議会のますますのご発展と会員皆様方のご健勝をお祈り申し上げます。



介護保険が施行され2年近くが経過しました。

利用者の皆様は介護保険のサービスの種類をどのくらいご存知でしょうか？

訪問介護・訪問看護・ショートステイなどはよく利用されていますが、あまり利用されていないサービスもありますので介護保険で利用できるサービスをご紹介します。

私達サービス事業者連絡協議会はそれぞれのサービスごとに部会を設け、サービスの向上・苦情への対応など様々な課題を事業者全体の課題と捉え勉強会などを開催しています。

在宅系サービス

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、その他歯科衛生士及び管理栄養士が利用者の皆様のお宅を訪問して、心身の状況・生活環境などを踏まえて療養上の管理指導を行い生活の質の向上を目指します。

ショートステイ

[短期入所生活介護]

介護する側される側、お互いが毎日の生活を安心して送れるよう、ちょっとしたお手伝いをさせていただきます。介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入所して、日常生活の介護及び機能訓練のサービスをご利用できます。介護者の急な疾病、冠婚葬祭、出張、介護疲れ、旅行、住宅改修など。あるいは施設入所のための予備体験としてもご利用いただけます。

[短期入所療養介護]

介護を担当するご家族が、急用、ご旅行、冠婚葬祭などで一時的に介護が出来ない場合に役立つサービスです。入所と同じサービスが受けられます。介護老人保険施設、介護療養型医療施設、医療型病床群を有する病院または診療所等でサービスを提供します。

通所サービス

[通所介護（デイサービス）]

在宅高齢者の「もう一つの昼間のお家」です。自宅から通いながら、健康管理や社会的交流が図れます。送迎はもちろん、入浴（ご家庭では困難

な入浴も安全で快適です）・機能訓練・レクリエーション・お食事等和やかな雰囲気の中で一日をお過ごしいただけます。介護認定が非該当（自立）と判定された方も八王子生きがいデイサービスを利用して通えます。

[通所リハビリテーション]

日帰りで理学療法士または作業療法士によるリハビリテーションのサービスや介護スタッフによるレクリエーション、食事、入浴等のサービスが受けられます。介護老人保険施設、病院、診療所等でサービス提供を行っています。ご希望により車での送迎も行ってあります。

訪問入浴介護

身体の清潔の保持や身体機能の向上をはかることを目的としています。入浴の機械を車に積んで職員がお伺いいたします。利用者宅の水道、電気をお借りして、お部屋へ運び込んだ浴槽へ、車の中で沸かしたお湯をホースで送ります。看護婦（士）が同行いたしますので健康チェックも万全、洋式の浴槽でゆったりと横になってお風呂を楽しんでいただけます。畳2畳くらいの広さで充分です。団地、マンションの高層階でも入浴していただけます。

訪問リハビリテーション

利用者宅を訪問し、心身の機能の維持回復をはかり、本人の理学療法・作業療法・その他必要なりハビリテーションを行います。

福祉用具貸与

在宅介護に必要な福祉用具を貸与いたします。具体的には車いす、車いすの付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、ジョクソウ予防器具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、移動用リフトなどがあります。また、年十万円まで入浴補助器具、ポータブルトイレ等福祉用具の購入。住宅改修などのサービスも提供いたします。

訪問看護

かかりつけ医師の指示に従い看護婦や保健婦などが自宅において看護サービスを提供します。介護保険の双方で対応できます。サービス内容は健康チェックの助言、入浴介助、清拭、リハビリテーション、主治医の指示による医療処置、介護相談、介護指導などです。

訪問介護

ホームヘルパーが利用者の自宅を訪問して日常生活における介護などをします。訪問介護には家事援助・身体介護・その両方を合わせた複合型のサービスに分かれます。

特定施設入所者生活介護

特別養護老人ホームの民間版です。これまで入居者の利用料は全て自費でしたが、特定施設入所者生活介護の指定を受けた施設では、要介護認定を受けた人の介護の部分が介護保険から給付されるようになりました。指定施設としては有料老人ホーム等があります。

施設系サービス

介護老人福祉施設

ご利用者と施設の間で契約を結び、要介護認定1～5の65歳以上、または15種類の特定疾病に該当される40歳以上の要介護者をご自宅での生活を継続することが困難な場合にご利用できます。

介護を中心に機能訓練・健康管理・療養上のお世話をを行い、自立支援の視点から個々の状態に合ったケアプランをご利用者のご希望に沿った形で作成しサービスを提供いたします。

介護老人保健施設

要介護高齢者の内、療養型医療施設レベルの医療を必要としない病状安定期の方が利用できる施設です。

医療サービスと介護サービスが同時に受けられるのが特徴です。特に在宅復帰に向けたりハビリを積極的に行います。介護保険制度のもとで、利用方法が利用者や介護を担当される方の状況に合わせて柔軟に対応できるようになりました。介護度や介護する家族の都合などによって、必要な時に必要な期間利用できます。

介護療養型医療施設

要介護高齢者のうち、脳梗塞後間もない方や高血圧や糖尿病等のコントロールが必要な方、食量量の不安定な方など、より医療やリハビリニーズの高い方に対し、サービスを提供し、主として長期にわたり療養を必要とする方のための施設です。

八王子市からのお知らせ

生活が困難な方への介護保険の利用者負担額を軽減

市は、介護サービスを利用されている方のうち、所得が低く特に生計が困難な方に対し、利用者負担額を軽減します。これにより、利用者負担額が本来の10%から5%へ軽減されます。なお利用しているサービス提供事業者が事前に都と市に軽減の申し出をしていなければ、軽減を受けることができませんのでご注意ください。

対象者 世帯全員が市民税非課税で、次の全ての要件を満たしている方。

*世帯の12年中の収入が基準収入額以下であること。(一人世帯120万円、一人増えるごとに50万円加算)*世帯の預貯金額が基準収入額の2分の1以下であること。

*介護保険料を滞納していないこと。

ただし、生活保護を受けている方は該当しません。

実施期間 平成14年1月～平成17年3月

対象サービス

訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・指定介護老人福祉施設における施設サービス・訪問入浴・訪問看護・訪問リハビリ・通所リハビリ・短期入所療養介護

ただし、他の減額措置を受けているサービスは対象となりません。

該当する方は、市役所2階高齢者相談課、または介護サービス課へ申請してください。

訪問通所サービス及び短期入所サービスの一本化

平成14年1月より、訪問通所サービスと短期入所に係る支給限度額の本数が図られました。

これは、以前のように、要介護度別に6ヶ月の期間の中で利用できる短期入所の日数を定めるのではなく、毎月の支給限度額の中で訪問通所サービスと短期入所サービスを組み合わせることのできる制度です。

訪問通所サービスの利用を抑えた分、短期入所利用に振り替えられるので、より短期入所サービスが利用しやすくなりました。ただし、短期入所の利用日数は支給限度額の範囲であれば無制限に使用できるのではなく、介護保険の定める有効期間内において、その有効期間の半分までの日数に限られるので注意が必要です。

お問い合わせ先

八王子市健康福祉部介護サービス課

TEL 20-7416へ

平成十三年度活動報告

平成13年度

4月19日 「第四回幹事会」

5月24日 「平成十三年度総会」 クリエイトホール 5F 大ホール

6月12日 「第五回幹事会」

7月31日~8月2日

「基幹型支援センターによる福祉用具展示会」 南大沢福祉センター

8月1日 「介護療養型医療施設設立準備会」

8月7日 「第六回幹事会」

9月18日 「第七回幹事会」 連絡会（勉強会）と福祉用具展示会 八王子市役所

10月5日 講演会 「二十一世紀的な高齢者ケアをめざして」 講師 高橋 泰先生

11月22日 「第八回幹事会」

平成14年度

1月29日 「第九回幹事会」

2月16日~3月1日

「基幹型支援センターによる福祉用具展示会」 クリエイトホール

編集後記

編集を開始したのが、
 昨年9月。半年間の
 悪戦苦闘を突き抜け最
 後は深夜までの作業で
 完成にこぎつけまし
 た。（ひまわりの好き
 な独身男）

編集作業のたびに持ち
 寄る夜食とおやつです
 っかりダイエットの目
 標は破れました。（編
 集部の紅一点）

便利な編集ソフトがあ
 るのでビックリ。それ
 ぞれのサービス事業者
 の皆さんの熱い思いを
 是非市民の方々に伝え
 たい。（ダイエットを
 あきらめた中年男）

3月12日 「第十回幹事会」

ちょっとひとこと

- ◇ 「家にお医者さんや看護婦さんが来てくれて安心です。」（八十四歳 男性） 介護保険で在宅医療もより充実！
- ◇ 「あまりヘルパーさん変えないで、大変だよ〜」（ケア・マネージャー） 利用者がサービスを選ぶ時代です。
- ◇ 「介護保険ができてから、ひとりでも安心して暮らせるようになった。」（七十九歳 女性） 介護保険は一人暮らしを支援しています。
- ◇ 「サービスを利用するのにどうしてケアマネージャーって人に頼まなきゃいけないのかねえ。」（家族から） ご自身でケアプランを作ることも可能です。
- ◇ 「全部ケア・マネージャーがやってくれるからとても楽だわ。」（介護者） いいケアマネに出会いましたね。
- ◇ 「一割の利用料でも高いわ！」（七十二歳 女性） う〜む・・・そう云われても・・・
- ◇ 「お父さんの料理だけ？ どうして私のは作ってくれないの？」（家族から） 介護保険は要介護高齢者のための制度です。

印は編集部のつぶやきです。